

「国民」とは何か

—La France ne se réduit pas à la francité.

渡 邊 英 夫

はじめに

マースリヒト条約の規定に従ってフランスに在住する EU 加盟国の国籍を有する 18 才以上の外国人に選挙および被選挙権が認められた。そして将来、この措置が突破口となって在住外国人に地方参政権が与えられていく可能性が生まれると思われた。しかし、実際はマースリヒト条約の規定は、ヨーロッパ系外国人と非ヨーロッパ系外国人を分離し、非ヨーロッパ系外国人を結果として排除するものとなる。そして、移民容認派の共和主義者のとっていた在住外国人への限定的参政権の賦与による限定的市民権の介在によって、「市民権＝国籍」という共和国の原則に矛盾を生み出すこととなった。

一部外国人の参政権の認知は、開かれた国籍を標榜するフランス人の国民概念を純血性を頂点とする民族主義的なものに変容しかねない。フランス本来の普遍主義的・共和主義的な国民国家を民族・文化の両面で「閉じた」共同体としてしまっている。欧州連合域内出身の外国人のみが地方参政権を持つことが「在住外国人」としてではなく、「欧州市民」として考えると奇妙な事態が生じる。堀茂樹が、P. ヴェイユの『フランス人と外国人』から引用したパリとフランクフルトで過ごすトルコ人兄弟の仮定は示唆的である。二重国籍が認められてトルコ人であると同時にフランス人でもあるパリのトルコ人と、トルコ国籍を捨てなければドイツ人になれない、従って欧州市民にもなれないドイツのトルコ人が生まれる可能性がある。パリのトルコ人はたとえドイツに移住しても、欧州市民として地方選挙に参加できる一方、ドイツに育ちドイツ文化に同化したドイツのトルコ人は自分の町の選挙にも参加できない。フランスとドイツの

国籍法の違い、ひいては国民意識の差異の結果である。

本稿ではEU中軸国のドイツとフランスの国籍法の比較的考察を通して、互いの〈国民〉概念を明らかにしたい。そして、それぞれの拠り所としての「血統主義 *jus sanguinis*」と「生地主義 *jus soli*」が、前者がフィヒテの包括的・全体的国民概念、後者をルナンの選択主義的、主意主義的国民概念に連なる軌跡上にあることを探ってみたい。

さらに、現代の大量移民時代においては、前述の二つの国民概念に差異と多元性の肯定としての「文化相對主義」が強く反映し、互いに交錯している。そして、その文化主義的な人権主義がいかに国籍法に影響しているかを論考することにより、「フランス的なもの *la francité*」の意味を問うてみたい。

I 二つの国籍法

ドイツに住むトルコ系住民のほとんどはドイツ国籍を有していない。ドイツ国籍法では、元の国籍放棄がドイツへ帰化申請の条件である。もっぱら血統を重視し、出生地は無視。居住地も考慮されない。

例えば西ドイツは、戦後一貫して東欧からのドイツ民族の末裔が同国へ移住してくると、たとえドイツ語を話さなくてもドイツ国民として受け入れてきた。それは東西ドイツの融合を容易にするだけでなく、彼らのインテグレーションに一層の拍車をかけることとなった。

一方、ドイツ国内の移民とその子女については帰化はきわめて困難である。元の国籍の放棄だけでなく、10年以上もドイツに居住することや、ドイツ文化に対する受容能力等が求められており、その国籍法は民族主義的傾向が強く、反普遍主義的である。個人を宿命的な血縁の中に決定的に閉じ込めている。〈国民〉を民族と同一視する他者排他的な性格であり、「外人」は同化を阻まれた、文字どおりの余所者である「外の人」である。

一方、フランスの国籍法は、国籍の根拠として親子関係以外に、出生地と居住地を考慮し、当事者個人の意志を帰化の中心的要素とする生地主義を採る。ドイツの「血の権利 *droit du sang*」を強調する血統主義とは理念的に異なる。

フランスの現行(1993年7月23日発布)の国籍取得の主な基準を、堀の論文の引用(Vol. 70 No. 8, pp. 94-95)に基づいて次に掲げる。

1. 親子関係に拠る

フランス人を父または母として出生した者はフランス人である(第17条)。いわゆる「血の権利 *jus sanguinis*」の適用である。

2. フランスでの出生に拠る

①フランスで生まれた者で、父母がともに知れないとき、または国籍を有しないとき、その者は出生時よりフランス人である(第12条・第13条)。いわゆる「土地の権利 *jus soli*」の適用である。

②1962年7月3日のアルジェリア独立より前にアルジェリアで生まれた者(外国人)を父または母としてフランスで出生した者は、その父または母が本人の出生時にすでに5年間継続してフランスに在住していた場合、出生時より国籍を得る。

3. フランスでの出生、居住、および本人の意志に拠る

外国で生まれた外国人を父母としてフランスで出生した者は、16歳から21歳までの期間にフランス国籍取得の意志を申告することで、それを取ることができる(血縁によって親から引き継いだ国籍を捨てる必要はない)。ただし、申告に先立って少なくとも5年間フランスに居住していることが条件となる。

なお、16歳から18歳までの間に申告がおこなわれれば、本人の犯罪前科はいっさい問われない。18歳以降は、麻薬関連等の比較的重い前科がフランス国籍取得の障害となることがある。5年間フランスに居住していたことの証明には、在学証明書、賃貸住宅の家賃領収書、電気料領収書などを充てる。申告自体は単純な意志表明の形態を取ればよく、本人の親の許可は必要でない。用紙の指定もないが、既成の用紙が学校等で配付される。受付先は市役所、県庁などである。

4. 婚姻に拠る

フランス人と結婚したものは、結婚状態が2年間持続したのちに、単なる申告によってフランス国籍を取得できる。ただし、その結婚から子供が出生した場合には、その出生が結婚の届出の前であるとなないとを問わず、当該外国人はただちにフランス国籍を取得できる。

5. 帰化に拠る

引き続き5年以上フランスに居住した外国人成人は、帰化申請によって、元の国籍を失うことなくフランス国籍を得ることができる。1993年の改正により、フランスの法務当局は、帰化申請を却下する場合、その理由を明示する義務を負うことになった。

堀はこのフランス国籍法を支える理念として二つのアイデンティティを指摘している。フランス文化が単なる一つの「民族文化」ではなく、普遍性のある、いわゆるフランス的な意味での「文明」といわれるものであること。そこでフランス文化を通して自己を社会化した者をフランス人と認めようとしている、と。

さらに、国籍取得の基準である親子関係、出生地、居住地区など「いずれも個人を拘束する宿命としてではなく、フランス文化を担う〈国民〉へのインテグレーションの客観的指標として相対的に扱われて」(Vol. 70 No. 8, p. 98)おり、当事者の個人的な主体的意志が最終的な決定権を握っていると述べている。

II 国民概念の二つの起源

国籍法に明らかにみられるように、フランスとドイツの国民観、国家観が対立的であることが判る。前者は「〈国民〉の絆を契約的に捉える市民的領土国家」であり、フランス革命に結実する政治的潮流である社会の構成員の自覚的な意志に基づいて形成された主意主義的国家である。それに対してドイツは言語、民間伝承、郷土感情など個人の意志以前に存在するさまざまな共同体的つながりに基づく「ロマンティズムに裏打ちされた民族的国民血縁国家」だといえよう。

この対立には歴史的経緯がある。ヘルダーは普遍的価値を裁く。

1774年にはヘルダーは一匹狼で、啓蒙思想が——とりわけフリードリッヒ二世のプロシアでは——一世を風靡していた。民族精神の観念が真の飛躍を見るには、イエナの敗北とナポレオンによる占領をまたなければならぬ。多くの公国に分裂していたドイツは、フランス征服に直面してみずからの一体性の意味を悟る。集合的アイデンティティの昂揚が、軍事的敗北およびその代価としての恥ずべき服従の代償となる。国民はいままさに被っている屈辱を、みずからの文化の目も覚めるような発見で埋め合わせたのである。無力を忘れるために、人々はドイツへの熱狂になだれこむ。フランスみずからの制覇を正当化するために掲げる普遍的価値は、ドイツの特異性の名のもとに斥けられる。そして詩人や法律家が、先祖伝来のゲルマン性を確証してみせる。法律家は、伝統的な紛争解決、習慣法、道徳律、さらには諺を、国民精神の密やかな無意識の作用の結実であるとし、集合的作品であるドイツ法の基礎をなすものとして称揚する役目を果たす。そして詩人は、この国民の精髓を外来思想の浸透から守り、ラテン語起源のドイツ語を他の純粋なゲルマン語に置き換えて国語を浄化し、民衆歌謡の中に埋もれた宝を発掘し、みずからの詩作においても、新鮮で無垢で完全な状態にある民話にすすんで範をとる。そこでは、民衆の個性がまだいっさいの接触に損なわれぬまま一体となって表明されているからだ。

(フィンケルクロート, p. 16)

1807年から1808年にかけて、ナポレオン占領下のベルリンで行われたフィヒテの講演『ドイツ国民に告ぐ』は、敗北と占領にうちひしがれた人々のなかに熱狂的な愛国心を呼び起こした。

地上のあらゆる国民はかけがえのない独自の存在様式を持つとヘルダーは主張する。モンテスキューが『法の精神』で気候、国土、宗教、法律、風俗、作法などが人間を司り、そこから、その結果として「一般精神 *esprit général*」が

形成されたとしたのを、さらに徹底して、「集合的魂は複雑で、その多元性を凌駕するものは何もない」とする。地域的な価値、生起した原理があるだけだとヘルダーは主張する。絶対的なものなどない、と。こうして普遍的理性や理念法に基づく諸観念と対立する彼の思想は、この時代を風靡していたフランス啓蒙主義・普遍主義に真っ向から対立する。それが最も典型的に顕れたのが、言語こそが国民性格の資質をつくるという認識である。(糟谷, pp. 130-131)

コンディヤックが『人間認識の起源に関する試論』の「諸言語の天性について」で説くように、国民性と「言語の天性」の関係が論じられる。モンテスキューの「国民性格論」が「言語の天性＝国民性格」という図式で捉えられ「国民性格論」を、他民族を差別・排斥する「国民＝民族（性格）」のステレオタイプのナショナリズムのスローガンへと導くことになる。

言語器官におよぼす外的影響からみて同一の条件のもとにあり、かつ、相互の絶えざる交流の中に共同生活をいとなむひとびとのことを、一つの民族と名づけるならば、当然、この民族の言語は必然的にかくあるのである、といわなければならない。従って、本来の意味からいって、この民族が彼[民族]の認識を語る、という言い方は正しくなく、彼の認識自体が彼[民族]の内部から自分自身を語っている、というべきであろう。

(フィヒテ, p. 234)

以上のべたところによって、ドイツ民族とゲルマン系の他の民族とのあいだの根本的な相違点をとらえるという、われわれの第一の仕事は片づいた。この相違は、最初の共通の系統から両者が分裂した瞬間から生じたものである。この相違の眼目は、ドイツ民族は今日にいたるまで、民族のもつ自然の力の中から生きてほとぼしる言語を話しているのに反して、他のゲルマン系の民族は、表面だけは生きて見えるが根底においては死んでしまっている言語を話しているという点にある。ただこの事情にのみ、すなわち、生きているものと死んでいるもの、というこの点にのみ、われ

われは両者の相違の決定点をもとめるであろう。ドイツ語のもつそのほかの内面的な価値については、われわれはここでは全然とりあげないであろう。生と死のあいだには、全然、比較の余地すらもないのである。前者は後者にくらべて、無限の価値をもっているのである。従って、ドイツ語とその他の新しいラテン系の言語とを直接比較することは、全然無意味であり、このような比較をもとめることは、問題にならないことをムリヤリに問題にしようとするだけでしかない。もしも、ドイツ語のもつ内面的な価値ということの問題にしようとするならば、少なくとも、ドイツ語と同格の言語、つまりドイツ語とおなじように純粹の言語、たとえばギリシア語と、ドイツ語を対決させる必要があるであろう。

(フィヒテ, pp. 243-245)

少しずつ表現を加えて、繰り返し語られる言説、「人が言語を話すのではなく、言語が人において話す」。この教説は、後にフランスの民族派の愛国者バレスの皮相的な表現に変わる。「私は考える (je pense)」という代わりに、「それは私のうちで考える (Es denkt in mir : ça pense en moi)」という話法もある。(フィンケルクロート, p. 62)

普仏戦争の敗北とアルザス＝ロレーヌの喪失という民族的な失意の渦中の1882年3月11日、ルナンはソルボンヌで『国民 (nation) とは何か』の講演を行った。当然のことながら、当時ヨーロッパを席卷したドイツ型民族概念 (Volk) に対して、その批判作業を通して「普遍」を自己同一性とするフランス型民族概念 (people) の論証であった。

三部に分かれた講演の第一部は、民族という普遍的規定をもった西欧の成員と現状を語る。ローマ帝国に侵攻されたゲルマン諸族が土地の言語とキリスト教を取り入れることにより、他の諸民族の融合を促し、〈国民〉の形成をなし遂げたことを、それをなし得なかったオスマントルコやオーストリア・ハンガリー

帝国の例を挙げて論述する。〈国民〉の形成を可能にしたものは何か。

忘却、歴史的誤謬と言ってもいいでしょう。それこそが一つの国民の創造の本質的因子なのです。だからこそ、歴史学の進歩は往々にして国民性にとって危険です。歴史的探求は、あらゆる政治構成体、もっとも有益な結果をもたらしたそれでさえも起源に生じた暴力的な出来事を再び明るみに出してしまうからです。 (ルナン, p. 40)

〈国民〉の本質とは、すべての個人が多くの事柄を共有し、また全員が多くのことを忘れることである。「民族 people」とは忘却の共同体なのだ。フランス市民は誰一人、自分が何人の後裔であるか知らない。「フランス市民であるためには、聖バルテルミを、13世紀南仏で起きた虐殺を忘れてはならない。」(p. 40)

第二部では、誤れる民族理論、ドイツ型民族概念が採用する本質主義的民族原理(種族, 言語, 利害, 地理など)が批判・反駁されていく。

本当のところ、純血の種族など存在しないのであり、民族誌学的な分析に政治を依拠させるなどということはキマイラに政治を任せるようなものです。イギリス, フランス, イタリアなど最も高貴な国々は、もっとも混血の進んだ国です。この点、ドイツは例外なのでしょうか。ドイツは純粋にゲルマン人の国なのでしょうか。なんという幻想でしょう! ドイツの南部一帯はガリア系です。エルベ川以東はスラブ系です。ここだけは本当に純血であると主張されている部分は実際にそうなのでしょうか。

(ルナン, p. 43)

私たちが種族について述べたことは、言語についても言わなければなりません。言語は人々に集合するよう招くものです。強制するものではありません。アメリカ合衆国とイギリス, スペイン語系アメリカとスペインは同

じ言葉話をしていますが、単一の国民を形成してはいません。反対に、素晴らしい出来方をしたスイス、異なる部分の合意によって作られたスイスには、三つか四つの言語があります。人間のなかには言語より上位のものがあります。それは意志です。統一を求めるスイスの意志は、これら固有語の多様性にもかかわらず、圧政を通じて得られることもままある言語の類似性より重要です。(ルナン, pp. 44-45)

地理、すなわち自然境界と呼ばれるものは、たしかに諸国民の分割に重要な役割を果たします。地理は歴史の本質的因子の一つです。河川は諸々の種族運びました。山岳はそれらを押し止めました。歴史の運動を、前者は促進し、後者は制限しました。とはいえ、いくつかの党派が信じているように、一つの国民の境界は地図上に書きこまれており、その国民はその輪郭のある部分を整えるため、ある種のア・プリオリな限定能力ありとされたあの山、この川に到達するために、必要なものを勝手に手に入れる権利があると言えるでしょうか。これ以上に恣意的で有害な学説を私は知りません。(ルナン, p. 46)

それでは何が「民族 *peuple*」を形成するのか。「国民 *nation*」とは何か。第2部で否定され、「一つの精神原理 *une principe spirituel*」となるものとされなかった、本質的民族原理に代わるものとは何か。第3部である有名な定義が導かれる。

国民とは靈魂であり、精神的原理です。実は一体である二つのものが、この靈魂を、この精神的原理を構成しています。一方は過去にあり、他方は現在にあります。一方は豊かな記憶の遺産の共有であり、他方は現在の同意、共に生活しようという願望、共有物として受け取った遺産を運用し続ける意志です。人間というものは、皆さん、一朝一夕に出来上がるものではありません。国民も個人と同様、努力、犠牲、献身の長い過去の結果で

す。

(ルナン, p. 46)

国民とは、したがって、人々が過去においてなし、今後もなおなす用意のある犠牲の感情によって構成された大いなる連帯心なのです。それは過去を前提はします。だがそれは、一つの確かな事実によって現在のうちに要約されるものです。それを明確に表明された共同生活を続行しようという合意であり、欲望です。個人の存在が生命の絶えざる肯定であると同じく、国民の存在は(この隠喩をお許し下さい)日々の人民投票(un plébiscite de tous les jours)なのです。(ルナン, pp. 47-48)

「さて、国民の本質とは、すべての個々の国民が多くのことを共有しており、そしてまた、多くのことをお互いにすっかり忘れてしまっていることにある」とルナンが述べる時、アンダーソンの〈国民〉の定義が想起される。

「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治的共同体である」。すなわち、〈国民〉はイメージとして心の中に「想像されるもの」であり、それは主権的なものとして一つの「共同体」として想像される。かくして、ゲルナーの言うように「ナショナリズムとは、国民の意識の覚醒ではない。ナショナリズムとは、もともと存在していない所に、国民を発明することだ」。(p. 55)〈国民〉は人為的な擬制である。アンダーソンはゲルナーに通底する。

そして「意志 *volonté*」としての主観的な〈国民〉の定義が確認される。〈国民〉は個人、あるいは集団の選択によって構成されるのである。

ここで注意すべきは、山田が指摘するルナンのテキストのもつ攻撃性、フィヒテと同じ愛国的性格もった「反動性」である。「ひとつの国民の創造の本質的因子」である「忘却」。そして「思い出すことを忘れよう」とする、集団としての「意志」という犠牲。

人間というものは自分の種族、自分の言語、自分の宗教の奴隷ではなく、

河川の流れ、山脈の向きの奴隷でもありません。健全な精神と熱い心を持った人々からなる大きな集合が、国民と呼ばれる道徳意識を創造します。この道徳意識が、共同体の利益のため個の放棄が要求する犠牲によってその力を証明する限り、国民は正統であり、存在する権利を持つのです。

(ルナン, p. 48)

一方のフィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』は、その卓越した教育可能性 (l'éducabilité) において注目される。(A. ルノー) 講演の第2「あらかじめ注意しておくこと、ならびに全体についての概論」からの引用、さらに14ある講演の2、3及び10以降のすべてが「新しい教育」について詳細に論じられていることから明らかである。

確かにフィヒテは「意志の自由」は徹底的に否定したが、精神や思惟の自由な活力を認め、一定不変の存在を目標として努力する確固とした「意志の必要性」を説く。説かれる必要性は、説かれる側からは一つの犠牲でもあろう。堀はルノーからの引用を借りて、フィヒテの「自然法の原理」にある民族主義的というよりはむしろ普遍主義的な国民観を指摘して、ルナンとの共通点に触れている。

以上申しあげたところからして、結局、わたしがさきに諸君に約束しておいた救済手段なるものは、つぎの二つの点にあるであろう。その第一は、国民のひとりひとりの自己 [イッヒ] というものを徹底的に新しく作りなおすこと。このような意味での自己は、従来、個人的な例外としては見られたかもしれないが、一般的に国民性として存在したことはかつてなかったのである。第二は、いままでの生活がご破算になり、外国の附属物的な存在でしかなくなってしまった国民を、新規まきなおしの生活のために教育しなおすこと。(……)一言にしていえば、従来の教育制度を徹底的に変革すること、これが、ドイツ国民を滅亡させないための唯一の手段として、わたくしが提案しようとするところのものなのである。

(フィヒテ, p. 196)

すべて教育というものは、しっかりした、一定不変の存在を目標として努力している。この存在は、つねに変わらぬものであって、いさきかもグラつくようなことがあってはならぬ。(……) 一定不変の意志のはたらきをもっている人間は、自分の心の欲するところにしたがってなにをもとめようとも、意志のはたらきグラつくようなことは永久にないであろう。このような人間は、いかなる場合に直面しても、つねに、意志のはたらきが混乱をきたすようなことはないであろう。このような人間にとってみれば、意志の自由などということは破棄されているのであって、そのかわりに意志の必然性ということが問題なのである。(フィヒテ, p. 203)

糟谷は〈nation〉が歴史的なコンテクストに従って実態が曖昧で、意味が多様であることを指摘し、また日本語でも「民族」とも「国民」とも訳せることから、解決策として、「ネーション」とカタカナ書きすることを提唱しているが、いずれにしてもネーションは自ら主権の主体であると同時に客体でもある。「〈ネーション〉をつくるのは意志なのか、それとも意志以前の共同体的紐帯なのか」という議論は、〈ネーション〉を自己正当化するメタ言語のなかでのみ、有効性をもつ。(糟谷, p. 132)

アルザス・ロレーヌ地方の争奪戦においてドイツが土地のゲルマン系言語を根拠とする自然主義的国民観を主張するのに対し、フランスが正当性に住民の意志を問う主意主義的言説にこだわるのは当然であった。

III 人権主義から文化多元主義へ

ドイツの歴史家フリードリッヒ・マイネッケは『世界市民主義と国民国家』の中で、ドイツとフランスの国民概念の対比を論じている。そこで「市民ネーション」と「政治(国家)ネーション」の二類型を挙げている。特にドイツはビスマルクの統一によって「文化」から「国家」ネーションの原理をとったの

に対し、フランスは早くから国家ネーションを発展させてきた。先に挙げたフィヒテとルナンの国民（民族）観もその軌跡の中に捉えられる。文化的・民族的に定義されるネーションが国家によって粹付けられる要素との隔離からドイツ第二帝国の国民国家としての「不完全性」（E. ハーセ）が主張され、「国籍 Staatsangehörigkeit」と国家に帰属しない「民族 Volkstum」の二重性が生まれ、ナチズムこそはこの後者を利用したものといわれる。（佐藤, p. 113）ドイツ型国民概念が民族を有機体と捉え、そこにすでに全体主義の萌芽を含んだ危険性を有していたことが明らかである。

植民地解放を経て、人種概念は明らかに社会科学と自然科学の一致した作業によって崩壊している。不平等原理の人種主義は差異に基づく人種主義、「文化」に変わる。フィンケルクロートは述べる。

われわれは、生得形質と獲得形質の間にさまざまな事情を考慮するすべを学び、じっさいには歴史や伝統に由来するものを、遺伝形質の中に加えるようなことはもうしない。知的・道徳的前進の決定的な徴として、かつて人類の永遠の所与のうちに数えられてきたさまざまな特徴が、相対的で一時的な者であることをわれわれは見分けるようになっていく。要するに、われわれはもはや一括りの人類にはされない。つまり生物学的論議はもはや有効性をもたないのだ。宗教的儀式から産業技術まで、食べ物から服装まで、文学から団体スポーツまで、すべては文化だということをわれわれは知っている。（p. 104）

かつての人種の賛美者たちと同じように、現代の文化的アイデンティティの狂言者たちは、個人をその帰属性に軟禁する。また、差異を絶対化し、特殊な因果関係の多様性の名のもとに、人々のあいだのあらゆる自然的・文化的共同性を破壊する。（p. 105）

汎ゲルマン主義の台頭とともに、ドイツではゲーテの教えはあとを絶ち、文化は起源の力への排他的な崇拜と化し、民族精神が勝利をおさめ、その全体主義的な潜勢力をいちだんと高めてゆく。新たに編み出されたこの概念から、新しい権威の一形態が生まれ出て、フランスの支配に対抗する。それは記憶に新しいことだ。このときから〈国家〉は、初めて力の示威でも神権でもなく、個人のアイデンティティそのものを個人の意志に対置するようになる。(pp. 57-58)

国民国家を考える場合、帰属原理である「エスニシティ *ethnicité*」を避けては通れない。エスニシティはエスニック・グループのメンバーが共有すると想像される文化的・歴史的な資質を言うが、必ずしも先天的な資質とは限らない。「〈ネーション〉の概念が人員・領土の分類図式であるのに対して、エスニシティは人員のみに関連した分類図式」(佐藤, p. 121)であるが故に、歴史的・社会的なコンテキストの中で形成され、変容されてきたものである。いずれにしてもエスニック・グループは選択的に統合された集合体であり、それが〈国民〉の実態である。この意味で国家は「想像の共同体」なのである。

包括的・全体的国民概念(「民族精神 *Volksgeist*」)にもとづくドイツ型国民概念が文化相対主義・多元主義に帰着することは明白であった。もともとヘルダーは差異の価値を肯定する多様性の立場から普遍的価値を批判してきたのであり、フィヒテはそのドイツ・ロマン派の伝統の流れの中にある。

今日の大量移民時代に、構造主義的文化人類学の前提となる「諸文化の差異における平等」の思想(「差異への権利 *droit à la différence*」)がマジョリティのフランス人側に利用されていく。異文化間の差異を絶対不変なものとして、フランス文化を防衛するために、もともと非ヨーロッパ文化のアイデンティティ認知の「差異の権利」が固定化する文化的「人種主義」となり、その排他性を正当化する。

「文化」とは、ゲーテの名に代表されるようになって「教養」であり精神の「涵養」であり（フランス語でもドイツ語でも、耕作、栽培、涵養、陶冶、教養、文化すべて同じ語である）、歴史的・地理的・社会的拘束を受けた個々人がその拘束から自由になるための普遍性の場だった。だが現在、多元性の肯定においても、排外主義の主張においても、文化は個人の帰属性の別名となっている、とフィンケルクロートは考える。

つまり、人間を帰属性から解放するはずの「文化」は、今や個人が「国民」という共同体から逃れえないという事実そのものとなってしまった。個人の自律的な思考の営みであった「文化」が、いつのまにか一種の人種概念に、思考に関係のない「自然的」（社会・歴史的）規定性に転化してしまい、その結果、かつて「国民」と個人との「遊びの空間」を保証していた「文化」は個人と「国民」をじかに融合させる「環境」になってしまった。

（西谷 修、『思考の敗北あるいは文化のパラドックス』

訳者あとがき、pp. 219-220）

一方、果たしてルナンは単純な選択主義的・主意主義的な国民概念を説いたのであろうか。ルナンは人種・民族・言語・宗教・共通利害・地理などに依拠する国民理念を否定した。さらに前章でみたとおり、〈国民〉を形成するものとして記憶の共有と意志の共有の必要性を説いた。「努力と犠牲と献身の長い過去」と「栄光と悔恨の遺産」を引き継ぐことが、〈国民〉を存続させると考える。そして伝統という具体的な特定の歴史的・社会的条件のもとでの「日々の人民投票」を主張している。

ルナンの主張は決して過去の制約をいっさい受けない革新的な普遍精神ではない。彼が定式化した人民の発意に基づく「選択的かつ主意的な」フランス型国民概念が、自己犠牲に基づく共同体の倫理を主張する点で、民族を有機体として捉えるドイツ型国民概念の教育による道徳的国民の形成 (Bildung) と交錯する。

あらゆる政治的統一体がそうであるように〈国民〉は固有の主権によって定義されるわけだが、その主権は、国内においては住民を統合するために行使され、国外においては、仮に「国民」と呼ばれている数多くの政治的統一体の存在と関係を基盤とする世界秩序のなかで、歴史的主体としての自己を主張するために行使される。しかし、他の政治的統一体でない〈国民〉の特性は住人を統合して一つの市民共同体を形成することであり、その市民共同体の存在が、内外における国家の行動の正当性を保証しているのである。
(シュナペール, p. 28, 堀 茂樹訳)

シュナペールの述べるように、〈国民〉とは、そこに居住する者のさまざまな差異を市民という資格において超越することである。その意味で〈国民〉は政治的組織でもなく、市民性とも無縁の民族 (*ethnie*) とも区別される。

しかし、「国籍＝民族性」と市民権の分離が不可能であるならば、「共和制の理念に忠実である限り、法的に保証された意志表明の権利、つまり選挙権の有する市民であること以外にフランス人を非フランス人から分かつ基準はない」。(鶴飼, p. 79)

欧州統合をひかえて、マースリヒト条約への具体的な対応がフランスを揺さぶるのである。

おわりに

1993年7月23日に発布された新国籍法で大いに議論をよび、批判にさらされたのは次の点であった。外国人を父母としてフランスで生まれた者が、本人が拒否しない限り、18才の成人時に自動的にフランス国籍を取得するというのを改め、本人の申告制としたこと。さらに申告期間が短縮され、申告の受理の条件が厳しくなった点である。また独立前のアルジェリアやフランスの旧植民地および海外県で生まれたすべての子女に適用されていた「二重生地権」(二重の「土地の権利」)を、アルジェリアを除く旧植民地について抹消したことである。

そして、前者の理由付けの根拠として挙げられたのがルナンの『国民とは何か』であり、この講演のもつ主意主義的・選択的国民概念が採用された。ある個人が本人の知らないうちに自動的にフランス人になるのが自由の原則に反するのは当然であるからである。

また、後者については、1962年までアルジェリアは植民地ではなく、フランスの一つの県であったにもかかわらず、アルジェリア女性がフランス国籍の子供を生むだけの理由で渡仏し、出産するのを避けようとした。そして将来、そのフランス国籍の子供達がアルジェリアで兵役につき、万一フランスとアルジェリアで交戦が生じた場合の混乱を想定しての措置である。

こうして、結果として「土地の権利 *droit du sol*」による国籍取得のハードルが高くなった。山田が言うように、

ルナンによって定式化された、「自由な同意」を原則とする選択主義的・主意主義的国民概念もまた、排外主義の論拠となり得るのである。(p. 84)

「もともとフランスで政治的正当性の源泉として君主に取って代わった〈国民〉は、18世紀の啓蒙思想の影響を受け、大革命の経験を経て、個人主義的・合理主義的・主意主義的な性格の政治理念だった。」(堀, p. 93) そして普遍主義的原則が政治文化の重要な側面をなしていた。

フランスはフランス以外のものを考慮して、人間の知性に供与する文化一般の存する中心であった。まさにそれ故に、多くの外国人を引きつける憧れの土地であった。その「フランスがフランス性に還元されなく (*La France ne se réduit pas à la francité.*)」(A. Finkielkraut, p. 139) なりつつある。文化を複数でしか語らず、その多元性は克服しえないと揚言する時代が到来した。

(1996. 9. 26)

参 考 文 献

Anderson, Benedict *Imagined Communities: Reflections on the Origine and Spread of*

- Nationalism*, Verso, 1983 (白石 隆・白石さや訳『想像の共同体』リポート, 1987)
- Condillac, Etienne Bonnet *Essais sur l'origine des connaissances humaines*, Galilée, 1973 (古茂田 宏訳『人間認識起源論』岩波書店, 1994)
- Fichte, Johann Gottlieb *Reden an die deutsche Nation* (篠原 正瑛訳「ドイツ国民に告ぐ」『世界大思想全集 11』河出書房, 1955)
- Finkielkraut, Alain *La défaite de la pensée*, Gallimard, 1987 (西谷 修訳『思考の敗北あるいは文化のパラドクス』河出書房新社, 1988)
- Gellner, Ernest *Nation and Nationalism*, Oxford, 1983
- Giordan, Henri *Démocratie culturelle et droit à la différence, rapport au ministre de la culture*, La Documentation française, 1982
- Meinecke, Fridrich *Weltbürgertum und Nationalstaat* (矢田 俊隆訳『世界市民主義と国民国家：ドイツ国民国家発生の研究』岩波書店, 1972)
- Montesquieu, Charles Louis de Secondat *De l'Esprit des lois*, Garnier Flammarion 1994 (根岸 国孝訳「法の精神」, 『世界の大思想 16』河出書房新社 1966)
- Renan, Ernest *Qu'est-ce qu'une nation*, Presses Pocket Agora, 1992 (鶴飼 哲訳「国民とは何か?」『批判空間 第9号』福武書店 1993)
- Schenapper, Dominique *La communauté des citoyens ; sur l'idée moderne de nation*, Gallimard, 1994
- 鶴飼 哲 「フランスとその亡霊たち—あるユマニストの回帰」『情況』情況出版, 1992
- 佐藤 成基 「ネーション・ナショナリズム・エスニシティ—歴史社会学的考察—」『思想 No. 854』岩波書店, 1995
- 糟谷 啓介 「「ネーション」と啓蒙」『現代思想 Vol. 21-05』青土社, 1993
- 堀 茂樹 「問われているもの—フランスの現在」『ふらんす』第70巻 第8, 9, 10号 (1995年) 第71巻 第1, 2, 3, 4号 (1995年), 白水社
- 山田 広昭 「国民語り Na(r)ation—フィヒテからルナンへ—」『現代思想 Vol. 21-5』青土社, 1993
- 李 光一 「デニズンと国民国家」『思想 No. 854』岩波書店, 1995
- 中本真生子 「ドイツ型国民概念とフランス型国民概念の考察—フィヒテとルナンを巡って—」『立命館言語文化研究 第5巻第2号』立命館大学言語国際文化研究所, 1993